

16 公益社団法人神奈川県薬剤師会 役員報酬規程

(総則)

第1条 公益社団法人神奈川県薬剤師会（下「本会」という。）定款第32条第2項に基づく役員報酬等の支給については、この規程の定めるところによる。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 業務執行理事とは、会長、副会長、専務理事及び常務理事をいう。
- (3) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）その他の経費であり、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(総額)

第3条 役員報酬等の総額は、年額1,000万円以内とする。

(報酬の支給)

第4条 本会は業務執行理事に対して、職務執行の対価として別表に定める報酬を支給することができる。

- 2 本会の理事（業務執行理事を除く。）の報酬は、無報酬とする。
- 3 本会の監事には、決算会計監査及び理事会出席等の報酬として、1日あたり1万円を支給する。
- 4 本会の役員には、賞与は支給しない。
- 5 役員職務遂行に必要な費用については、本会旅費規程等に従い別途支払う。

(支給日及び支給方法)

第5条 報酬は、現金又は振込により毎月20日に支給する。支給日が本会の休日に該当するときは、その前日に支給する。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(役員退任慰労金の支給)

第6条 会長が退任したときは、当該会長又はその遺族に対して次条に定めるところにより役員退任慰労金を支給することができる。

(役員退任慰労金の支給額)

第7条 会長は、役員退任慰労金を「基本額×在任期間月数」にて算出し、理事会に報告し承

認をものとする。この場合、理事会は第8条に基づきその額を加算若しくは減額することができる。

2 基本額は、1万円とする。

3 役員退任慰労金は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(役員退任慰労金額の加算と減額)

第8条 在任中に特に功労のあった者については、理事会は、前条の役員退任慰労金に加えて、その決議により 功労金を支給することができる。ただし、功労金の額は、当該功労者に支給する役員退任慰労金の総額の100分の50を超えてはならない。

2 職務の懈怠その他正当な事由があるときは、理事会は、その決議により役員退任慰労金の額を減額することができる。

(公表)

第9条 本会はこの規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て、総会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

[登記の日：平成25年4月1日]

2. 平成27年3月15日一部改正、平成27年4月1日より施行する。

(別表)

役 職	月 額
会 長	110,000円
副 会 長	55,000円
専務理事	33,000円
常務理事	22,000円